

新宿区教育委員会会議録

令和4年第12回定例会

令和4年12月2日

新宿区教育委員会

令和4年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和4年12月2日（金）

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時38分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	山 下 浩一郎
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	年 綱 和 代		

欠席者

委 員	今 野 雅 裕
-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	荒 井 亮 宏	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
統 括 指 導 主 事	大 川 直 樹	統 括 指 導 主 事	北 中 啓 勝
学 校 運 営 課 長	内 野 桂 子	教 育 支 援 課 長	関 本 ますみ
統 括 指 導 主 事	辻 慎 二		

書記

教 育 調 整 課 主 査	林 竜 佑	教 育 調 整 課 係 理	大 原 颯 人
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第1 第55号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第2 第56号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第3 第57号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第4 第58号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 第59号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 第60号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第7 第61号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第10号）（案）に関する意見について

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和4年新宿区教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の会議には、今野委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いいたします。

○星野委員 かしこまりました。

◎ 第55号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第56号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第57号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第58号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 第59号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第60号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第61号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第10号）（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第55号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第56号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第57号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第4 第58号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第5 第59号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第60号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第7 第61号議案 令和4年

度新宿区一般会計補正予算（第10号）（案）に関する意見について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、令和4年特別区人事委員会勧告を受けたことに伴う例規の改正である日程第1 第55号議案及び日程第3 第57号議案から日程第6 第60号議案の説明を一括して受け、審議を行います。

次に、日程第2 第56号議案の説明を受け、審議を行います。

最後に、日程第7 第61号議案の説明を受け、審議を行うものといたします。

ここでお諮りいたします。

第61号議案は、令和4年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第61号議案を、非公開による審議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第61号議案は非公開により審議するものといたします。

それでは、第55号議案及び第57号議案から第60号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

長くなりそうな案件ですので、着座どうぞ。

○教育調整課長 それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、第55号議案及び第57号議案から第60号議案までを続けて御説明いたします。

初めに、個々の議案の説明に入る前に、令和4年度の特別区人事委員会勧告の概要のことで御説明いたします。

まず、公務員の給与改定の仕組みですが、公務員は労働基本権が制限されていることから、その代替措置といたしまして、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的に、給与勧告制度が実施されております。この給与勧告は、地方公共団体の区域内にございます民間事業者の給与水準と拮抗することを基本とし、各地方公共団体に設置された人事委員会が行うことになっております。23区の場合ですと、特別区人事委員会が行っているものでございます。地方公共団体では、その勧告を受けまして、内容に基づいて職員の給与を条例で定め、決定をしております。

教育委員会事務局内の職員の場合は、区長が条例を改正し、区立の小・中学校の教員など、いわゆる県費負担職員につきましては、東京都が条例改正を行っております。

そして、区立幼稚園の教員に関しましては、新宿区教育委員会から区長に申出を行って条例を改正する、このような運びになるものでございます。

このたびの特別区人事委員会勧告につきましては、主な内容が3点ございます。

まず1点目は、月例給の引上げです。

公民比較の結果、職員の月例給が民間の月例給を0.24%下回っていたことや、国及び民間における初任給の動向を踏まえ、公民の拮抗を図るため、初任給の引上げを行うものでございます。また、初任給の引上げを踏まえ、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう、改定を行います。

2点目は、特別給の引上げです。

こちらも公民比較の結果、職員の特別給が民間の特別給を0.11%下回っていたことから、公民の均衡を図るため、引上げを行うものです。

3点目は、3月期の期末手当の廃止です。

国や他自治体、民間企業の大半が特別給の支給回数を年2回としている状況を踏まえ、令和5年度以降の3月期の期末手当を廃止し、その支給月数を6月期と12月期が均等になるように配分するものです。

人事院勧告の概要については、以上となります。

それでは、お手元の議案概要を御覧ください。

初めに、「第55号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

本議案は、新宿区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育長の期末手当の支給月数の改定及び3月期の期末手当の廃止を行うものでございます。

特別職報酬等審議会は、条例に基づいた審議会であり、区長、副区長、教育長といった特別職の報酬や給料について、条例の改正を提案する前に区長が諮問し、審議会の答申を受けることとなっております。

今回の答申では、期末手当の支給月数について、人事委員会勧告と同様の引上げが妥当との答申をいただいております。また、3月期の期末手当についても、人事委員会勧告と同様に廃止することが妥当との答申をいただいております、そちらを踏まえた今回の改定となっております。

それでは、第55号議案の新旧対照表を御覧ください。

本議案は、2条立ての改正となっております。まず、第1条による改正規定についてです

が、令和4年度の期末手当の支給月数の改定に関するものです。第4条第4項の下線部分が改正部分となりますが、現行の期末手当の額100分の137.5を100分の147.5へ、0.1月分引き上げる改正内容となっております。

次に、裏面を御覧ください。

第2条による改正規定です。令和5年度以降の3月期末手当の廃止及び期末手当の支給月数に関するものです。

第4条第4項で3月期の期末手当を廃止し、先ほど引き上げた期末手当の額を令和5年度以降は、6月期と12月期が均等になるように配分するという内容となっております。

次に、附則の施行期日についてですが、第1条による改正は、公布の日から施行し、第2条による改正につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

また、第1条による改正の規定は、令和4年12月1日から適用すること。

改正前の条例により、期末手当が支給されている場合、その支給された期末手当は、改正後の条例による期末手当の内払とみなすことを規定しております。

それでは、1ページ目にお戻りいただきまして、第55号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第57号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

本議案は、特別区人事委員会勧告を踏まえ、会計年度任用職員の3月期の期末手当の廃止を行うものでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当について規定しております第16条につきまして、3月期の期末手当を廃止し、6月期及び12月期が均等になるように配分するものです。

また、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について規定している第30条につきましても、同様の改正を行うものでございます。

附則ですが、施行期日は、令和5年4月1日になります。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第57号議案の提案理由です。

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるため

ございます。

続きまして、「第58号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」です。

本議案は、特別区人事委員会勧告を受けたことに伴い、幼稚園教育職員の給与の改定、期末手当の支給月数の改定、勤勉手当の支給月数の上限の改定及び3月期の期末手当の廃止を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

本議案も第55号議案と同様に、2条立ての改正となっております。

まず、第1条による改正が給料表及び令和4年度の勤勉手当の支給月数の改定に関するものです。勤勉手当について規定している第30条について、下線部のとおり、勤勉手当の上限を一般職員は0.1月分、再任用職員は0.05月分引き上げるものです。

なお、今年度はこの引上げ分を全て12月期に反映させるものでございます。

次に、裏面の第2条の改正についてですが、令和5年度以降の3月期の期末手当の廃止及び勤勉手当の支給月数の改定に関するものです。

期末手当について規定しております第27条につきまして、第1項の3月期の期末手当の基準日を削除し、第2項で3月期の期末手当を廃止、6月期と12月期が均等になるよう配分をするものです。

また、3ページを御覧いただきまして、勤勉手当について規定しております第30条についてですが、基準日について規定の整備を行うほか、先ほど第1条による改正で引き上げた勤勉手当の上限につきまして、令和5年度以降は6月期と12月期が均等になるように配分をするものでございます。

続いて、4ページに移りまして、附則の施行期日についてですが、第1条による改正は、公布の日から施行し、第2条による改正につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

また、第1条による改正のうち、給料表の改正は令和4年4月1日から、令和4年度の勤勉手当に係る規定は、令和4年12月1日から適用すること。

改正前の条例により給与が支給されている場合、その支給された給与は改正後の条例による給与の内払とみなすことなどを規定しております。

なお、参考といたしまして、改正後の給料月額と現在の給料月額をそれぞれ記載した給料表を添付しております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第58号議案の提案理由です。

特別区人事委員会勧告を受けたことに伴い、新宿区幼稚園教育職員の給与を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

それでは、続きまして「第59号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」です。

本議案は、特別区人事委員会勧告を受けたことに伴い、幼稚園教育職員の3月期の期末手当を廃止するものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

支給対象外職員について規定しております第2条のうち、第7号の規定につきまして、3月期の期末手当の廃止に伴い、基準日について規定の整備を行い、また、支給日について規定している第14条の規定につきましては、3月期の期末手当の支給日を削除するものでございます。

次に、裏面の附則についてですが、施行期日は令和5年4月1日です。

また、附則の第2項以降で令和5年6月に支給する期末手当について、経過措置を規定しております。

なお、本議案には特記事項が付されております。一番最後におつけしておりますが、第58号議案が区議会において原案どおり可決され、かつ特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものといったものになっております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第59号議案の提案理由です。

特別区人事委員会勧告を受けたことに伴い、新宿区幼稚園教育職員の3月期末手当を廃止する必要があるためでございます。

それでは、最後、「第60号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」です。

本議案は、特別区人事委員会勧告を受けたことに伴いて、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を改定するものです。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

本議案も、2条立ての改正となります。

まず、第1条による改正で、令和4年度の勤勉手当の支給月数の改定に関するものでございます。

勤勉手当の支給割合を規定しております第4条につきまして、勤勉手当の支給月数を一般

職員は0.1月分、再任用職員は0.05月分引き上げるもので、今年度はこの引上げ分を全て12月期に反映させるものでございます。

次に、裏面を御覧いただきまして、第2条による改正についてですが、令和5年度以降の勤勉手当の支給月数に関するものでございます。

第1条による改正と同じ第4条につきまして、先ほど引き上げた勤勉手当を令和5年度以降は6月期と12月期が均等になるように配分するといった内容でございます。

附則の施行期日についてですが、第1条による改正は、公布の日から施行し、第2条による改正につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

なお、第1条による改正の規定は、令和4年12月1日から適用することを規定しております。

なお、本議案につきましては、第59号議案と同様に特記事項が付されておりまして、第58号議案が区議会において原案どおり可決され、かつ特別区人事委員会の承認を得たときに成立するといったものになってございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第60号議案の提案理由です。

特別区人事委員会勧告を受けことに伴い、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を改定する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、第55号議案、第57号議案から第60号議案までの説明が終わりました。順次質疑をしたいと思います。

初めに、第55号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特にならなければ、討論及び質疑を終了させていただきます。

第55号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第55号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第57号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特になければ、討論及び質疑を終了いたします。

第57号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第57号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第58号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第58号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第58号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第59号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 それでは、第59号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第59号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第60号議案について、御意見、御質問がありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問なければ、討論及び質疑を終了いたします。

第60号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第60号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に第56号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第56号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」御説明いたします。

本議案は、フルタイム会計年度任用職員等における退職手当の支給要件を改めるものでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

本議案も2条立ての改正となっております。まず、第1条による改正につきましては、退職手当の支給要件の緩和及び規定の整備を行うものです。

退職手当の支給対象を規定しております第2条につきまして、フルタイム会計年度任用職員等における退職手当の支給要件のうち、常勤職員を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上とされている要件について、1か月の勤務日数が20日に満

たない場合は、18日から20日との差を差し引いた日以上勤務すれば、支給要件を満たすように緩和するものです。

まだ、この勤務を要する日を職員みなし日数と規定し、以降の規定を整備しております。

次に、裏面の2ページにお移りいただきまして、退職手当の調整額について規定した第10条第4項についてです。

まず、本議案の附則のところで、8月の臨時会で行った定年引上げに係る条例改正における第10条第4項の改正規定を削っているため、当該部分の規定の整備を行っております。

次に、第2条による改正において、先ほど申し上げました改正附則により、第10条第4項の改正規定を削ったため、改めて当該規定を加えるなどをしているものでございます。

附則の施行期日についてですが、第1条による改正は、公布の日から施行し、第2条による改正につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第56号議案の提案理由です。

新宿区職員の退職手当に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第56号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特にないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

第56号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第56号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、誠に恐れ入りますが、傍聴人の方は御退出をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

○教育長 以上で、本日の議事を終了いたします。

次に、本日の日程では、予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

お疲れさまです。

午後 3時38分閉会